

「前田さん仮処分申立」第1回審尋

11月16日、前田さん（J R 東海労新幹線関西地本副委員長・前大阪運輸所分会長）が、①サービックに勤務する雇用契約上の義務のないことを仮に確認する。②大阪第二運輸所に勤務する雇用契約上の権利を有する地位にあることを仮に確認する。との決定を求めた「出向命令無効確認等仮処分申立事件」の第1回審尋が行われました。

前田さんは、会社による不当な強制出向の実態と直ちに大阪第二運輸所に戻すことを力強く訴えました。また、前田さんと西さんの強制出向は組合活動の妨害であり、二人が大阪第一・第二運輸所の職場に必要であることの陳述書（寄本さん、池田さん、田川さん、和田さん、高橋さん、梶田さん、山嶋さん）を提出しました。

またぞろウソ・デタラメな答弁書を提出

前田さんの答弁書は、西さんの答弁書と同じくウソ・デタラメな内容で、提出も同じく審尋の前日でした。

【前田さんの答弁書における特徴的なウソ・デタラメな会社の主張】

- * サービック新大阪第二事業所での就労を内容とする専任再雇用契約を提示し、双方合意のうえ締結したことで、①債権者（前田さん）は、サービック新大阪第二事業所で勤務することが義務づけられており、債権者の申立てが成り立つ余地はない。②債権者が大阪第二運輸所に勤務するという内容の専任再雇用契約など存在しておらず、債権者にそのような雇用契約を締結する権利はないから法的根拠を欠く。
- * 債権者は、区分Vに該当する者であるから、定年退職時に従事していた業務と異なる業務に就かせることは何ら問題ないのであって、債権者が大阪第二運輸所に勤務する雇用契約上の権利を有する地位にないことは、火を見るより明らかである。
- * 会社と債権者の間で締結された本件再雇用契約は、債権者が自らその内容を確認のうえ署名・捺印したものであって、瑕疵なく締結されたものであるから、債権者がその契約内容と異なる新たな契約内容を一方的に決定し、締結を求める権利など存在しない。
- * 地位確認請求訴訟（前田さんが提訴した裁判）の確定判決まで、仮に債権者が求める仮処分命令が発せられても、これをそのまま受け入れて任意に履行するつもりはない。従って、そのような仮処分命令を発令しても「債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避ける」という目的は達成することができない。そのため会社は本案前の抗弁として、本件の申立ての却下を求めているのであるが、これを保全の必要性という観点で見れば、保全の必要性は認めるとはできないというべきである。以上のように、会社は答弁書においてウソ・デタラメな主張を展開しています。

●12月19日13時15分～ 前田さん仮処分申立第2回審尋

●12月19日14時～ 強制出向裁判（下茂さん、西さん、前田さん）809号法廷